



櫨畑（1913） 松田諦晶

出典：青木繁・坂本繁二郎生誕120周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

第5章 景観重要建造物及び

景観重要樹木の指定方針

地域のシンボルとなる建造物や樹木の、維持・保全、活用を図り、後世へ継承するため、その対象となるものの指定方針を示します。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第3号)

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、地域の個性を活かした良好な景観形成の核となるものであり、そのような地域のシンボルとなる建造物や樹木は、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、その維持・保全、活用を図り、次代へ継承します。

本市では、多くの市民に親しまれている建造物や樹木で、道路やその他公共の場所から誰もが容易に眺めることが出来るものを対象とし、景観重要建造物と景観重要樹木の指定方針を以下のように定めます。

■景観重要建造物

【指定方針】

- ①地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、地域の個性を活かした良好な景観形成を図る上で重要なもの
- ②地域の歴史や生活文化を継承する景観形成を図る上で重要なもの
- ③地域での共感があり、地域に親しまれ、愛されているもの

■景観重要樹木

【指定方針】

- ①地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、地域の個性を活かした良好な景観形成を図る上で重要なもの
- ②地域の自然や歴史等を継承する景観形成を図る上で重要なもの
- ③地域での共感があり、地域に親しまれ、愛されているもの

<指定樹木>

第1号 浅井の一本桜（ヤマザクラ） 平成28年3月29日指定

2. 視点場の設定

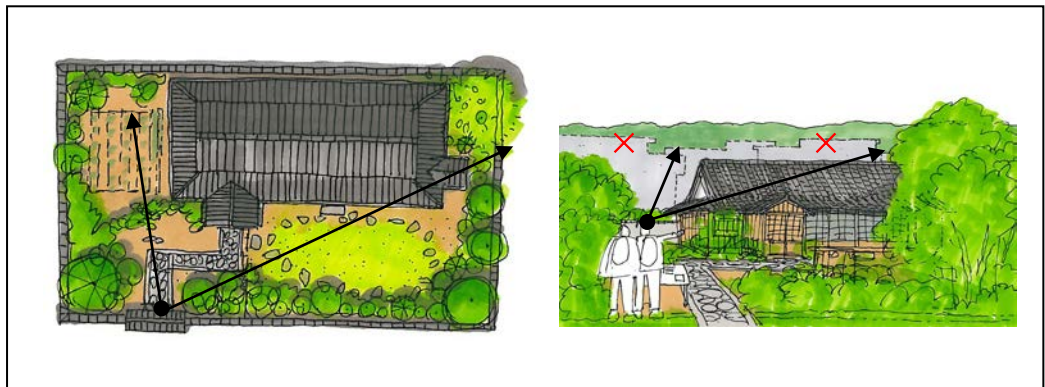
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行う場合、その建造物や樹木の眺望がもっとも良い場所を視点場として設定します。

設定された視点場からの眺望は、景観法に基づく届出において、良好な景観の保全を誘導します。

【景観形成基準】

○建築物や工作物等は景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しない位置に努めること

□視点場の設定



3. 指定リスト

■景観重要樹木

指定番号	第1号
名称 (樹種)	浅井の一本桜 (ヤマザクラ)
指定年月日	平成28年 3月29日
所在地	久留米市山本町 耳納 1511-1

